

新型コロナウイルス感染症 出席停止期間早見表

★新型コロナウイルス感染症にかかった場合、すみやかに学校へ電話等で連絡し、出席停止期間中は、自宅療養をお願いいたします。

出席停止期間：「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」
 ※無症状者の場合「検体を採取した日から5日を経過するまで」

日付		/	/	/	/	/	/	/	/	/
		発症日	発 症 後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例 1	発症後1日目に 症状が軽快した場合 (最低基準)	発症	症状 軽快	軽快後 1日目	軽快後 2日目	軽快後 4日目	軽快後 5日目	登校 可能		
		出席停止								
例 2	発症後2日目に 症状が軽快した場合	発症		症状 軽快	軽快後 1日目	軽快後 2日目	軽快後 5日目	登校 可能		
		出席停止								
例 3	発症後3日目に 症状が軽快した場合	発症			症状 軽快	軽快後 1日目	軽快後 2日目	登校 可能		
		出席停止								
例 4	発症後4日目に 症状が軽快した場合	発症				症状 軽快	軽快後 1日目	登校 可能		
		出席停止								
例 5	発症後5日目に 症状が軽快した場合	発症					症状 軽快	軽快後 1日目	登校 可能	
		出席停止						→		
例 6	無症状の場合	検体 採取日						登校 可能		
		出席停止								

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。